

熊谷市地域こどもの生活支援強化事業補助金について(令和8年度版)

1 熊谷市地域こどもの生活支援強化事業とは

多様かつ複合的な困難に直面している子ども及びその保護者(以下「」に対し、安心安全で気軽に立ち寄ることができる食事等の提供場所を設けるとともに、支援が必要な子ども等を早期に発見し、行政等の適切な支援機関につなげる仕組みをつくり、地域の支援体制を強化することを目的とした事業。

2 対象となる事業

「熊谷市地域こどもの生活支援強化事業実施要綱」のとおり。

3 対象となる事業者

次の各号の条件をすべて満たし、市長が補助事業の運営を適切と認めた者。

(1)熊谷市内で週2日(月 8 日)以上、子どもを対象を含む居場所事業として、次の事業の前年度実績を有すること。

ア 食事支援(子ども食堂、子ども宅食、フードパントリー等)

イ 学習支援(宿題の見守り等)

(2)(1)に加え、様々な体験や交流等の機会を提供できること。

(3)政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体でないこと。

4 対象となる経費

報酬、報償費、共済費、旅費、需用費(食糧費、印刷製本費、消耗品費、燃料費、光熱水費)、役務費(通信運搬費、保険料)、使用料及び賃借料、備品購入費

※実施事業によって、対象となる経費が異なります。詳細は、「熊谷市地域こどもの生活支援強化事業補助金交付要綱」を御確認ください。

5 申請について

(1) 補助対象期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日の間に実施した事業を対象とする。

(2) 交付申請受付期間 令和8年7月1日(水曜日)から 7月27日(月曜日)

(3) 申請方法 電子申請・届出サービス
https://apply.e-tumo.jp/city-kumagaya-saitama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=120697

(4) 申請書類

- ① 交付申請書(様式第1号)
- ② 事業計画書(別紙1)
- ③ 収支予算書(別紙2)
- ④ 事業従事者名簿(別紙3)
- ⑤ 実施団体の規約や会則、役員名簿等
- ⑥ 前年度実績が分かる資料
- ⑦ その他市長が必要と認める書類

6 本補助金に係るスケジュール(予定)

	申請者	市
令和8年 7月～	申請書類提出	審査・交付(不)決定 連携体制について協議
8月～	請求書提出	支払い
	(事業内容の変更がある場合) 変更申請書類提出	(変更交付申請があった場合) 審査・変更交付(不)決定
令和9年 4月	実績報告 (清算により返還が生じた場合) 返還	交付確定 (清算により返還が生じた場合) 返還命令

7 担当課

こども健康部こども相談課庶務係
電話 048-580-4931(直通)